デジタル田園都市国家構想交付金
地方創生推進タイプ
（先駆型・横展開型・Society5.0型）

デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

令和６年４月

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府　地方創生推進事務局・地方創生推進室

制度概要

基本的な考え方（地方創生拠点整備タイプ／地方創生推進タイプ共通）

デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

デジタル田園都市国家構想交付金

➢ 各地方公共団体による自主的・主体的な取組について、デジタル田園都市国家構想交付金による分野横断的な支援により強力に後押し

- 国として主体的・統一的に進めるべきものについては、所管省庁において補助金等必要な財源を確保

（注）国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用が優先され、本交付金の対象とはしない。

地方創生拠点整備タイプ／地方創生推進タイプ

① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の**自主的・主体的で先導的な事業**を支援

- 先導的な事業とは、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、デジタル社会の形成への寄与、官民協働、地域間連携、政策・施策間連携等の要素を有する事業。

② **KPIの設定とPDCAサイクル**を組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

- 各事業毎に、ふさわしい具体的な**KPI（重要業績評価指標）を設定**し、PDCAサイクルを整備することが必要。特に、事業年度毎に、外部有識者や議会の関与等も含め**効果検証を行い、その結果を公表**するとともに、国への報告を行う。

③ **地域再生法に基づく法律補助**の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

- 地域再生法第５条４項１号及び第13 条に位置づけられた法律補助の交付金であり、内閣総理大臣から**認定を受けた地域再生計画に記載された事業に交付**する。

地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）の概要

➢ 観光や農林水産業の振興等の**地方創生に資する取組など（主にソフト事業）を支援。**

＜対象事業例＞観光振興、移住促進、ローカルイノベーション、地方創生人材の確保・育成、ワークライフバランスの実現、商店街活性化　等

（注）他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、補助率等に関わらず他の国庫補助金等の活用が優先され、本交付金の対象とはしない点に留意。

● 制度概要

✓ 地方公共団体において、事業計画期間及び交付上限額に応じて、事業類型（先駆型・横展開型・Society5.0型）を選択可能。

✓ 先駆型、Society5.0型の審査にあたっては、事務局審査に加えて、外部有識者による審査を行う。

事業類型	対象	上限額 補助率
先駆型	先駆性の高い 最長５年間の事業	国費：都道府県:3.0億円 中枢中核 :2.5億円 市区町村:2.0億円 補助率：1/2
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を図る最長３年間の事業	国費： 都道府県:1.0億円 中枢中核:0.85億円 市区町村:0.7億円 補助率：1/2
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長５年間の事業	国費：3.0億円 補助率：1/2

（注１）横展開型（補正予算分）として、「万博の開催を契機として、各都道府県において新たに実施する地方創生に資する取組」を支援。

（注２）新規事業の通常の申請上限件数は、都道府県：４事業、中枢中核都市・市区町村：３事業。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数を超える申請を可能とし、最大の申請件数は、都道府県：７事業、中枢中核都市：６事業、市区町村：５事業とする。

評価基準（S～Dの５段階評価）

- **目指す将来像及び課題の設定**
- **KPI設定の適切性**
- **自立性**
- **デジタル社会の形成への寄与**
- **官民協働**
- **地域間連携**
- **政策・施策間連携**

地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）の対象経費

（１）対象経費

① 新たな取組に向けた構想・企画段階、具体化に向けた事業主体の組成段階、事業主体組成後の事業実施段階に要する、ソフト事業を中心とした経費を支援対象とする。

② 具体的な対象経費の例は、以下のとおりである。

構想・企画
- 事業構想・計画立案経費
- 市場調査経費（テストマーケティング等）

実施主体形成
- 事業推進主体組成経費（協議会の設立等）
- 外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等）
- 既存施設改修等の事業拠点整備経費

事業実施
- 事業設備・備品経費
- 試作・実証経費
- 広報・PR経費、プロモーション経費（販売促進イベント、展示会等）

【ハード事業の扱い】

- ハード事業については、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して、設定するKPI等の十分な向上が見込まれるものは対象とするが、交付対象事業費のうちハード事業経費の割合が過半となる場合（５割以上）には、原則として、交付金の対象としない。
- ただし、ソフト事業との連携による高い相乗効果が見込まれる事業については、交付対象事業費のうちハード事業経費の割合が５割以上（上限８割未満）であっても、申請を可能とする。
- なお、ハード事業については、施設整備や設備整備に要する経費のほか、備品購入に要する経費が該当する。また、最終的に施設整備や設備整備、備品購入に対して支出することを目的として補助金等により間接交付する経費や、施設整備等のために要する調査及び設計等に要する経費についても、ハード事業の対象となる。

地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）の対象とならない経費

（２）対象とならない経費

本交付金においては、以下の経費については、原則として、支援の対象外とする。

- **人件費**（地方公共団体の職員の人件費）
  ※地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、事業に伴う臨時・非常勤職員（会計年度任用職員など）の人件費や、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれているものは、人件費であることをもって対象外とはしない。
- **職員旅費**（地方公共団体における通常業務の範囲内における出張、事業者や国・都道府県等との事前打合せ、先進地への視察、イベント等への職員の同行に係る旅費など）
  ※例外として、販路開拓等のためのトップセールスにおける知事及び市区町村長の旅費、これに随行する職員の旅費については対象になり得る。
- **従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等**（ただし、それらと関連して行う、新たなサイドイベント等に係る費用については交付対象となり得る。）
- **事業計画期間のみに効果が留まるもの**
- **特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの**
  （例）
  - お試し居住やモニターツアーなどに係る個人への旅行代金の支給（交通費、宿泊費など）
  - 各種事業の参加者（個別企業が参加者である場合を含む。）に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費
  - 健康診断等の医療費等の補助、医療費無償化の対象拡大
  - 研修中の介護士の給与補填
  - 住宅・土地等の取得費補助
  - インターンシップや研修などの受け入れ企業への個人向け給付に関する補助金（事業としての自立性や公益性、政策効果を確保しているものとして一定の要件を満たしているものを除く。）
  - 赤字企業への事業費助成、赤字施設への運営費の補てん
  - 企業立地（誘致）補助金
  - 金券・クーポン券等発行費
  - 販促物（ノベルティ）の製作に係る経費（事業の企画に係る経費又は販促物試作にかかる経費を除く。）　など

  ※個別企業への助成について、強みのある分野に特化した助成、地域資源を活用して新分野開拓を支援するための助成など、当該地方公共団体が戦略性をもって取り組むものについては、個別企業が対象であっても、本交付金の対象となり得る。
- **施設や設備の整備、備品購入自体を主たる目的とするものであり、ソフト事業との関連がない経費**
- **貸付金又は保証金**（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）**、基金積立金**
- **他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費（独立行政法人による補助制度についても、国の補助制度に準ずるものとみなし、同様の取扱いとする。）**
- **地域おこし協力隊員の人件費などに対する特別交付税措置等、他の財政上の支援を受けている又は受けることができる経費**
- **用地取得**（区分所有権の取得を含む）**に要する経費**
- **従前から一般財源により実施されている事業経費や経常的な経費等の財源振替、地方公共団体が実施する福祉事業等、本来一般財源で措置すべき経費**
  （例）行政事務を効率化するためのシステム構築等に係る経費、個人版ふるさと納税のプロモーション経費

地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）の評価基準①

- 先駆型の審査に当たっては、事務局審査に加えて、外部有識者による審査を行う。

  （注）先駆型に申請し、外部有識者による審査の結果、先駆型としての採択基準を満たさない場合であっても、横展開型としての基準を満たした場合には、横展開型として採択される場合があり得る。

- 横展開型の審査に当たっては、事務局審査を行う。

先駆型（S～Dの５段階評価）

- 目指す将来像及び課題の設定
- KPI設定の適切性
- 自立性
- デジタル社会の形成への寄与
- 官民協働
- 地域間連携
- 政策・施策間連携

全て B評価 以上 かつ 3項目 A評価 以上

横展開型（S～Dの５段階で評価）

- 目指す将来像及び課題の設定
- KPI設定の適切性
- 自立性
- デジタル社会の形成への寄与
- 官民協働
- 地域間連携
- 政策・施策間連携

全て C評価 以上

4項目 C評価 以上 かつ 1項目 B評価 以上

地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）の評価基準②

- Society5.0型の審査に当たっては、①「先導性」について事務局審査、②「モデル性」について外部有識者による審査を行う。

（注）Society5.0型に申請し、外部有識者によるモデル性の審査の結果、Society5.0型としての採択基準を満たさない場合であっても、横展開型として採択される場合があり得る。横展開型で採択される基準は、以下の通りとする。

- 「デジタル社会の形成への寄与」を除く先導性の項目において、横展開型としての基準を満たすこと。
- ３か年以内に本格実装される（事業化され自走する）経費のみを対象経費とすること。

Society5.0型（S～Dの５段階評価）

１．先導性

- 目指す将来像及び課題の設定等
- ＫＰＩ設定の適切性
- 自立性

全てB評価以上

- 官民協働
- 地域間連携
- 政策・施策間連携

2項目B評価以上

２．モデル性

- 未来技術の必要性・有効性
- 事業の創造性
- 事業推進体制(PDCAサイクル)の実効性
- 横展開の可能性

全てB評価以上であり２項目A評価以上

地方創生推進タイプの評価基準等（２）各要素の詳細①

● 基礎項目

目指す将来像及び課題の設定等	• 地方創生として目指す将来像が適切に設定されており、そこに至るための現状の構造的な課題が、定量的な分析により明らかにされていること • 交付対象事業が、構造的な課題の解決に寄与し、目指す将来像の実現に資するとの蓋然性が認められること
KPI設定の適切性	• KPIの設定に当たっては、①「客観的な成果」を表す指標であること、②事業との「直接性」のある効果を表す指標であること、③「妥当な水準」であることに沿ったKPI設定であること、④随時の成果、進捗管理が可能なタイムリーに集計・評価可能な指標であること
自立性	• 事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に行政からの補助金等に頼らずに、事業として自走していくことが可能となる事業であること。 【留意点】 ・ ランニングコストを賄うための自主財源が相当程度確保されていること。 ・ 自主財源は事業からの売上を含め、民間資金によるものなど自立化の可能性が高いものとなっていること。 ・ 民間資金については、導入計画や目標が記載されていること。
官民協働	• 地方公共団体のみの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。この際、単に協働するにとどまらず、**企業版ふるさと納税**等の民間からの資金（寄附、負担金、融資や出資など）を得て行うものである場合、又は、**PFI法に基づき実施される事業**を行うものである場合には、**高い評価**となる。 【留意点】 ・ 行政、民間事業者、研究機関、大学等の役割分担が明確であること。民間への丸投げとなっていないこと。 ・ 自立に向け、どのように行政の役割分担を縮小し、民間事業者等の役割分担を拡大するかが明確であること。
地域間連携	• 単独の地方公共団体のみの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。 • 他の地方公共団体と連携して、事業を実施することが、効果的かつ効率的なものについては、広域連携事業とすることが望ましい（特に観光分野については、広域連携事業を積極的に検討いただきたい。）。 • 広域連携事業において、**定住自立圏や連携中枢都市圏に基づく地域間連携の取組**、**地域間連携の先駆的なモデルとなり得る事業の推進や好事例の横展開を図る事業**である場合には、**高い評価**となる。 【留意点】 ・ 連携内容（役割分担や事業執行体制）が具体的であり合理性があること。 ・ 連携することにより生まれる相乗効果が明確であること。
政策・施策間連携	• 単一の政策・施策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策・施策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。この際、他省庁補助金等の**関連する他政策・施策との戦略的な連携を図るもの**があれば**高い評価**となる。 • また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等を整備して行う事業であること。 【留意点】 ・ 分野横断的な政策・施策間の連携があり、生まれる相乗効果が明確であること。 ・ ワンストップ化については具体的な利用者メリットが十分にあること。

地方創生推進タイプの評価基準等（２）各要素の詳細②

● 基礎項目（続き）

デジタル社会の形成への寄与

- デジタル技術の持続的な事業への活用及びその普及等（デジタル技術の事業への活用を進めるための普及啓発及び活用を担う人材の育成をいう。）を推進するための取組を行う事業であること。
- この際、単にデジタル技術を活用するにとどまらず、効果的かつ持続的にデジタル技術を活用することにより、地域における課題の解決・改善が図られ、当該地域の地方創生に寄与する事業であること。
- 具体的には、あくまで事業の目的との関連性が認められる範囲内での事業であることを前提に、以下のいずれかの場合を想定。
  - i. デジタル技術の活用が事業の中心となる事業
  - ii. 事業目的達成のために、要素事業としてデジタル技術の活用が盛り込まれる事業
  - iii. 事業目的達成のための要素事業として、デジタル技術の活用の普及等に関し、盛り込まれる事業
- 交付対象事業に**マイナンバーカードの利活用を含む場合**は、**一定の加点を付与**する。

【留意点】
- 事業目的との関連性が認められる内容であること。

● 付加項目

事業推進主体の形成

- 事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。
- 特に、様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した推進主体であることが望ましい。

【留意点】
- 事業遂行力が過去実績などから明確であること。
- リーダーシップを持つ人材に対する適切な権限が付与されていること。
- 責任主体が明確であること。（多数の関係者から成る協議会が運営主体であるが、事業成果に対し誰が責任を負うか決まっていること）

地域社会を担う人材の育成・確保

- 事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の育成や確保を目指すものであること。

【留意点】
- 必要とする人材（産業、職種、スキルの水準）が明確であること。
- 人材の確保・育成方法が具体的であること。
- 育成した人材の活用方法が明確であること。

地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）の新規事業の申請上限件数①

- 新規事業の通常の申請上限件数については、都道府県：４事業、中枢中核都市・市区町村：３事業。
- 一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数を超える申請を可能とし、最大の申請件数は、都道府県：７事業、中枢中核都市：６事業、市区町村：５事業とする。

（参考）令和５年度の各募集回において、推進タイプの採択事業（継続事業を含む。）がない地方公共団体が申請する新規事業について、採択基準を満たす場合、当該団体につき少なくとも１事業は採択する。

	都道府県	中枢中核都市	市区町村
通常の申請上限件数	4	3	3
一定の条件（※）の下追加可能な件数	＋３		＋２
最大の申請件数	**7**	**6**	**5**

（※）以下の事業については、通常の申請上限件数を超える申請を可能とする。（都道府県・中枢中核都市：３件まで、市区町村：２件まで）

【先駆的な取組】

- **先駆型**で申請する事業は、通常の申請上限件数を１事業まで超える申請を認める。
- **Society5.0型**で申請する事業は、通常の申請上限件数の枠外とする。
- 従来の地方創生推進交付金における先駆タイプ事業のうち、平成28年度から５年間実施した事業（以下「前身事業」という。）において、自ら設定した**主たるKPIを複数（原則として３つ以上）達成した地方公共団体において、前身事業の成果を活用しつつ、更なる事業の高度化を図り、他の団体のモデルとなり得る事業**は、通常の申請上限件数の枠外とする。

【地域間連携を行う取組】

- **広域連携事業**は、通常の申請上限件数を１事業まで超える申請を認める。
- 広域連携事業のうち、以下の要件を満たす事業について、それらの圏域を形成する市区町村が申請する場合、通常の申請上限件数の枠外とする。
  ① 申請団体のうち２以上の団体が、**定住自立圏を形成する団体**であり、交付対象事業が**「定住自立圏共生ビジョン」に基づく取組である場合**
  ② **連携中枢都市圏を形成する団体**であり、交付対象事業が**「連携中枢都市圏ビジョン」に基づく取組である場合**

【政策・施策間連携を行う取組】

- **他の政策・施策と連携してデジ田交付金を活用する事業は、通常の申請上限件数の枠外とする（政策・施策ごとに要件を設定）。**

地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）の新規事業の申請上限件数②

- 他省庁補助金等の関連する他の政策・施策との戦略的な連携を図る事業について、高い評価とする。
- さらに、一定の要件を満たした事業については、申請上限件数の緩和などの弾力措置を講じる。
  ＜対象事業の例＞主務大臣による認定を受けた政策・施策間連携に関する事業計画に基づく事業

● **デジ田交付金において弾力措置の対象となる事業**

連携する省庁	デジ田交付金の弾力措置の対象となる事業
内閣府地方創生推進事務局・地方創生推進室	「地域再生計画（地域再生エリアマネジメント負担金制度）」に基づき行う事業の実施を促進することが認められる事業
	「地域再生計画（商店街活性化促進事業）」に基づき行う事業の実施を促進することが認められる事業
	「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けている事業者と連携する事業
	「SDGs未来都市計画」に記載される事業
	「中心市街地活性化法に基づき認定された基本計画」において、「中心市街地の活性化に関する事項」に明記される事業（真に中心市街地活性化に関する事業に限る。）
内閣府総合海洋政策推進事務局	有人国境離島法の「都道県計画」において「雇用機会の拡充等に関する事項」に明記される事業
経済産業省	地域未来投資促進法の「基本計画」に明記される事業
文化庁	文化財保護法の「文化財保存活用大綱」、「文化財保存活用地域計画」に明記される事業
環境省	「脱炭素先行地域計画」又は「地方公共団体実行計画」に明記される事業

（注）弾力措置に関する全般的な問合せ先：内閣府地方創生推進事務局　デジタル田園都市国家構想交付金担当（03-6257-1416、chiiki.sosei-senko@cao.go.jp）

KPI（重要業績評価指標）の設定

- 事業ごとに、ふさわしい具体的なKPIの設定及びPDCAサイクルを整備し、**KPIは、原則として事業目的に照らして実現すべき成果（アウトカム）に係る指標を設定することが必要**である。
- KPIの設定では、
  - 事業によって目指す最終目標、地域にもたらす効果を示す指標（**総合的なアウトカム**）
  - その達成に紐づく交付金を活用した取組によって得られる成果・効果を客観的に示す指標（**事業のアウトカム**）
  - 交付金を活用した取組の活動量を示す指標（**事業のアウトプット**）

  が設定されていることが望ましい。**総合的なアウトカムの設定に当たっては、以下の指標を設定することを原則**とする。

- **KPIの設定に当たっての基本的な視点**

基本的な視点		留意点
①	「客観的な成果」を表す指標であること	• 成果・効果を捉えたアウトカム指標であること • 主観的でない、定量化されたKPIであること
②	事業との「直接性」のある効果を表す指標であること	• 達成を目指す目標と交付金事業のKPIとの因果関係が明確であること • 交付金事業によって現れた成果だと説明できるKPIであること
③	「妥当な水準」の目標が定められていること	• 到達を予見できる低い水準のKPIを設定しないこと • 費用対効果の観点からも妥当なKPIとなっていること

- **総合的なアウトカムは以下の指標を設定することが原則**

事業分野	総合的なアウトカム（事業・施策の全体効果）
農林水産（しごと創生）	地域における農林水産就労者数 又は 地域における農林水産出荷額
観光振興（しごと創生）	地域における観光消費額
ローカルイノベーション（しごと創生）	地域における新規雇用者数
地方への人の流れ	地域へのUIJターン数
働き方改革	地域における人口一人当たりの労働生産性
まちづくり	地域の人口・世帯数

交付金の具体的使途や実施体制、効果検証の結果に関する公表

- 各地方公共団体においては、**交付金の具体的使途（実施計画上の経費内訳に記載された内容）や実施体制について、必ず地方公共団体のウェブサイトにおいて公表**すること。
- また、**外部有識者を含む検証機関を設置し、議会の関与等も含めてKPIの達成度について効果検証を行うことが必要**であり、毎年度の**効果検証の結果については、必ず地方公共団体のウェブサイトにおいて公表**すること。
- なお、検証機関においては、必要に応じて住民の意見聴取等を行い、地方版総合戦略や今後実施すべき事業のあり方について提言を行うことが望ましく、議会による検証についても行われることが望まれる。

地方公共団体のウェブサイトにおいて公表すべき内容

① **具体的使途（経費内訳）**

大括りした経費ではなく、**事業内容、支援対象者、支出方法（補助、委託等）、設備・備品の種類など、詳細な使途が分かるよう公表すること**。

② **実施体制**

事業推進主体や委託先、再委託先等を含め、交付金事業を実施・執行する者の役割・関係性が分かるよう公表すること。

③ **効果検証の結果**

事業名称や交付対象事業費、事業概要、KPIの達成状況に加え、実施計画と比較した現況や課題の把握、阻害要因の把握・分析・対応、外部有識者等の第三者評価の結果、次年度以降に向けた実施計画の見直し内容など、**適切なPDCAサイクルが運用されていることが分かるよう、具体的に公表すること**。

内閣府HPにおいて公表

交付金の申請時に、実施計画と併せて、事業概要資料を作成・提出すること。採択された事業は内閣府HPにおいて全て公表する。

- **事業概要資料のイメージ**

事業概要【・・・事業名・・・】 推進当初

申請者	※広域連携事業の連携団体も含め、すべての団体名を記載すること。	初回採択回	※初回採択（申請）回を記載すること。
事業計画期間	※交付金の事業計画期間を記載すること。	期間中の総事業費（カッコ内はR6年度事業費）	※交付金事業の総事業費及びR6年度事業費を記載すること。
事業タイプ・類型		事業分野（詳細）	
目的（効果）	※本事業の目的（効果）について、４行以内で簡潔に記載すること（実施計画のA将来像、B課題などから抜粋すること）。		
事業概要・主な経費	※本事業の概要について簡潔に記載（実施計画のC事業概要から抜粋すること）し、それぞれの経費（令和６年度分）について、使途が明確に分かるように記載すること。	イメージ図、写真等（レイアウト任意）	
KPI	①・・・（当該年度目標値××） ②・・・（当該年度目標値××） ③・・・（当該年度目標値××） ④・・・（当該年度目標値××）	関連URL	※交付金の具体的使途や実施体制、実施事業における中間評価・最終評価の結果について掲載している地方公共団体のウェブサイトのURL等を記載

地方創生推進タイプ（補正予算分）の概要

➢ 補正予算分については、**「万博の開催を契機として、各都道府県において新たに実施する地方創生に資する取組」を支援対象**とし、横展開型の中に、別枠として補正予算分の制度を新設。（**補正予算：15億円**（事業規模：30億円））

地方創生推進タイプ概要（補正予算分の新設）

事業類型	対象	上限額 補助率
先駆型	先駆性の高い 最長５年間の事業	国費：都道府県:3.0億円 中枢中核 :2.5億円 市区町村:2.0億円 補助率：1/2
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を図る最長３年間の事業	国費：都道府県:1.0億円 中枢中核:0.85億円 市区町村:0.7億円 補助率：1/2
New! **【補正分】**	万博の開催を契機として 実施する地方創生に資する事業	国費：1.0億円 （申請主体は都道府県に限る） 補助率：1/2
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長５年間の事業	国費：3.0億円 補助率：1/2

（注）補正予算分の申請数は、当初予算分の申請数にはカウントしない。

補正予算分の制度設計

✓ 万博の開催を契機として、各都道府県において新たに実施する地方創生に資する取組を支援対象。

✓ 申請主体：都道府県（※１）
- 申請数は、１都道府県あたり１事業まで
- 申請上限額は、国費1.0億円（※２）

※１：都道府県（代表団体）と当該都道府県内の市区町村の広域連携事業の申請も可能。

※２：広域連携事業の場合は、以下のいずれも満たすものとする。
- 連携する地方公共団体の合計額は、国費１億円以内
- 連携する各地方公共団体の交付上限額は、中枢中核都市は国費8,500万円、市区町村は国費7,000万円

地方創生推進タイプ（補正予算分）の対象事業

● 対象事業分野

事業分野（大項目）	事業分野（詳細）
人材育成（地方への人の流れ）	地方創生人材の確保・育成等の人材分野
観光振興（しごと創生）	観光振興（DMO）等の観光分野
ローカルイノベーション（しごと創生）	ITを活用した中堅・中小企業の生産性向上、新規事業化、対日投資促進等のローカルイノベーション分野

● 万博の開催を契機として、地域における観光振興・ローカルイノベーション・人材育成等の地方創生に資する事業（地域に高い経済波及効果を創出するもの）であって、**以下①から③のうち２つ以上を実施するものを対象とする**。

① 最先端技術等の学びを通じた、将来を担う若年層（こども・中高生等）の人材育成を図るもの

② 外国人観光客等の受入れ環境整備を行うもの

※観光アプリの多言語化、キャッシュレス化、Wi-Fi環境の整備等に取り組むものであること。

※外国人観光客の来訪促進（プロモーション）等を行う場合は、JNTO（日本政府観光局）等と積極的に連携すること。

③ 万博で紹介等される（見込みを含む）最先端技術と地域の産業を結びつけること等により、地域での起業・イノベーション創出・投資誘発等の産業振興を図るもの